



○長野県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年7月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下諏訪辰野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
岡谷市川岸東5丁目6388番の1地先から 岡谷市川岸東5丁目6388番の4地先まで	旧	m 9.6~12.0	km 0.3300
同 上	新	9.6~12.0	0.3300

道路維持課

○長野県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
とおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年7月9日まで、長野県土木
部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供す
る。

平成14年6月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路 線 名 下諏訪辰野線
- 2 供用を開始する区間
岡谷市川岸東6388番の1地先から
岡谷市川岸東6388番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年6月24日

道路維持課

○長野県告示第351号

住宅地区改良事業補助金交付要綱（昭和47年長野県告示第14号）の
一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年6月24日

長野県知事 田 中 康 夫

第1中「及び小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整
発第46号住宅局長通達。以下「制度要綱」という。）」及び「又は小規模住宅地区等改良
事業」を削る。

第2の表中「（制度要綱に基づく小規模住宅地区等改良事業にあつては、10分の2）」
を削る。

建築管理課

○長野県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年6月24日

長野県監査委員

島田基正
柳沢政安
内田雄治
柳澤賢二

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
山中 崇	長野県南安曇郡豊科町光1958の21
野本 博之	長野県南安曇郡三郷村明盛2579番地
富田 哲也	長野県松本市横田1丁目10番地10-504号
弓場 法	長野県長野市安茂里3730番地1
福蘭 健	東京都江戸川区本一色三丁目28-15
松林 勝	千葉県佐倉市染井野3丁目14番17号
辻 芳晃	東京都江戸川区中央1丁目23番8-110

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成14年6月24日から平成15年3月31日まで

監査委員事務局